

# 生産性向上促進補助金 Q & A

(2021 年 7 月現在)

尾道市産業部商工課

## 1. 対象事業者について

Q1：医療法人、社会福祉法人、NPO法人等は対象になりますか？

A：次の団体は、先端設備等導入計画の認定の対象外となります。

一般社団法人、一般財団法人、医療法人、歯科法人、社会福祉法人、NPO法人、  
農業協同組合、農事組合法人、森林組合、漁業協同組合

Q2：創業して間もない（1年未満）ですが、対象になりますか？

A：対象になりません。

先端設備等導入計画の認定を受けるには、労働生産性の現状値と目標値を把握する  
必要があります。

また、2020年と2019年のそれぞれ任意の1ヶ月の売上高を選ぶ必要がある  
ため、申請時点で創業1年未満の場合は、売上減少率が算出できないと考えます。

Q3：常時使用する従業員や資本金の基準日は？

A：先端設備等導入計画の認定申請書の提出日を基準とします。

Q4：尾道市外にも事業所を所有していますが、常時使用する従業員数は尾道市内の事業  
所にいる従業員数で判断すればいいですか？

A：事業者全体での人数で判断します。

Q5：常時使用する従業員数に、会社役員や個人事業主は含まれますか？

A：会社役員（ただし、従業員との兼務役員は除く。）、個人事業主、個人事業主と生計  
を一にする専従者は、常時使用する従業員に該当しません。ただし、従業員との兼  
務役員や個人事業主と生計を一にする専従者で、賃金・労務管理、労働条件が通常

の従業員と同じ場合など「あらかじめ解雇の予告を必要とする者（労働基準法第20条）」に該当する場合は、常時使用する従業員に該当します。

Q6：常時使用する従業員数に、パート・アルバイトは含まれますか？

A：中小企業基本法上の考え方（労働基準法第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とする）により判断します。日雇い、2か月以内の勤務、4か月以内の季節労働、試用期間中のものは常時使用する従業員から除外されます。

## 2. 対象要件・補助対象経費について

Q7：以前（令和3年4月1日より前）、先端設備等導入計画の認定を受けたが、今回設備を追加するため、変更申請をしたい。この場合は、補助金の対象になりますか？

A：新規申請・変更申請問わず、対象要件を満たせば、補助金の対象になります。

Q8：令和3年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定を受けましたが、すでに設備を導入（設置）しています。この場合は、補助金の対象になりますか？

A：対象になりません。

先端設備等を導入（設置）する前に補助金申請をする必要があります。

Q9：リース契約に基づいて先端設備を設置する予定です。この場合は、補助金の対象になりますか？

A：設備の購入費用を補助対象としていますので、リース契約に基づき設置した設備は対象外です。

Q10：先端設備の輸送や設置にかかった費用は、補助対象経費になりますか？

A：設備の購入費用を補助対象としていますので、輸送や設置にかかった費用は補助対象経費になりません。

Q11：複数の先端設備を購入するとき、複数の先端設備の購入費が補助対象経費になりますか？

A：先端設備等導入計画で認定した先端設備の購入費を合計した金額の1/2を、補助対象経費として計算します。（限度額：100万円）ただし、償却資産として課税されるものに限られ、ソフトウェア、構築物、事業用家屋は除きます。

Q12：事業所は尾道市外にありますが、先端設備を導入する事業所は尾道市内です。この場合は、補助金の対象になりますか？

事業所が尾道市外にあって、無人施設に先端設備を導入する場合は、補助金の対象外です。

Q13：導入する先端設備に変更があった場合は、どのようにすればいいですか？

補助金交付決定後に、計画の変更があった場合は、速やかに「様式第3号 生産性向上促進補助事業計画変更届」を提出してください。

変更届を提出する必要がある計画変更の事例は、主に次のとおりです。

- (1) 本社の住所（所在地）、名称、代表者名の変更
- (2) 先端設備を設置する所在地の変更
- (3) 先端設備購入費用の変更

なお、「先端設備等導入計画」の記載内容について変更がある場合は、「先端設備等導入計画の変更認定」を受けることが必要です。

Q14：個人事業主で太陽光発電設備を購入・設置します。この場合は、補助金の対象になりますか？

A：尾道市から生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、太陽光発電設備を導入した尾道市内の事業所に1名以上の従業員等が常駐する場合は、対象になる場合があります。

### 3. 売上減少要件について

Q15：売上高の確認方法は？

A：法人事業概況説明書の写し、確定申告書の写し、市県民税の申告書の写し等で確認します。

Q16：売上減少率が19.98%の場合、対象となりますか？

A：小数点第2位以下切り捨てのため、19.9%となり対象となりません。

### 4. 申請方法、申請書類・添付書類、その他について

Q17：補助金交付申請書の提出期限は？

A：2022年（令和4年）2月28日（月）までに尾道市商工課必着です。

Q18：実績報告書の提出期限は？

A：2022年（令和4年）3月31日（木）までに尾道市商工課必着です。

Q19：補助金交付請求書の提出期限は？

A：2022年（令和4年）3月31日（木）までに尾道市商工課必着です。

Q20：実績報告書に添付する「先端設備の設置前後を撮影した写真」は、現像したものを提出する必要がありますか？

A：現像したものだけでなく、画像データで提出していただいても構いません。

Q21：「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか？

A：押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

Q22：代表者以外のもの（社員や配偶者など）が代理で申請することはできますか？

A：誓約書兼同意書の署名・捺印欄に代表者の記入・押印があれば、代理申請は可能です。委任状等は必要ありません。

Q23：提出する書類は、押印不要ですか？

A：押印が必要な書類は、次の2種類です。その他の書類は、押印不要です。

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 補助金交付請求書

Q24：申請方法は？

A：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送等の申請をお願いします。

(提出先) 〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所 産業部商工課 商工振興係

アドレス：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

Q25：記入方法や提出書類の確認のため、商工課窓口で相談したいのですが、対応してくれますか？

A：窓口での相談を希望される場合は、事前にご連絡いただけましたら幸いです。

なお、関係書類にはそれぞれ記入例をつけています。また、申請書を提出する前にメールで内容の事前確認なども対応しています。窓口にお越しになる場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底（マスクの着用など）をお願いします。

Q26：交付請求書の提出から振込までどれくらいかかりますか？

A：2週間程度で指定の口座へ振り込みます。

Q27：「予算がなくなり次第、受付終了」とありますが、申請件数はどれくらいですか？

A：概ね5件程度としています。

Q28：「予算がなくなり次第、受付終了」とありますが、事前予約などは可能ですか？

A：事前予約などは承っていませんが、申請を検討している場合は、お早めにご相談ください。

Q29：市税完納証明書は、いつの時点の証明書を提出すればいいですか？ **(R3,7,12 追記)**

A：申請日時点での完納証明書を提出してください。領収証の写しや通帳の写し等では、市税等を滞納していないことが確認できないため、添付資料として認めていませんので、ご注意ください。

Q30：労働者名簿の写しは、所属するすべての労働者名簿が必要ですか？ **(R3,7,12 追記)**

A：導入する事業所に常駐する従業員等の労働者名簿の写しを提出してください。会社に所属する全従業員の名簿の写しは必要ありません。

Q31：ものづくり補助金の採択を受けていますが、申請することはできますか？

(R3,7,20 追記)

A：ものづくり補助金とは「中小企業等による生産性向上を目指す新製品・サービス開発、生産プロセス改善等を行うための設備投資を支援」するものであり、本制度と同様の補助制度と判断できるため、ものづくり補助金の採択を受けている事業者は、本制度を申請することはできません。